

第3章 第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護 保険事業計画の達成状況の評価及び課題

1 第4期高齢者保健福祉計画・ 第3期介護保険事業計画の実績及び現状と課題

(1) 予防事業の推進で活動的な85歳へ

① 健やかな生活を続けるための支援

■ 具体的な取り組み

- ・ 健康手帳
- ・ 健康教育
 集団健康教育、個別健康教育
- ・ 健康相談
 重点健康相談、総合健康相談
- ・ 健康診査
 基本健康診査、結核検診、節目歯科検診、骨粗しょう症検診
 健康度評価（ヘルスアセスメント）、各種がん検診

■ 現状と課題

- ・ 特定健康診査に応じた形式にしていく必要がある。
- ・ 事業のPRなどを行うことで周知を図り、健康意識を向上させていくことが必要である。
- ・ 相談体制、検診等の日時、実施場所など、参加・受診しやすい体制を整備する必要がある。

②住み慣れた地域で生活をするための支援

■具体的な取り組み

- ・ 包括的支援事業
介護予防マネジメント事業、総合相談支援事業・権利擁護事業
包括的・継続的マネジメント事業
- ・ 介護予防事業
運動器の機能向上事業（認知症予防事業「げんきかい」）
栄養改善事業、口腔機能の向上事業、
デイサービス（生きがい活動支援通所事業）、
物忘れ相談（在宅福祉事業）、ショートステイ
- ・ 任意事業
ホームヘルプサービス、紙おむつ費一部支給、
徘徊高齢者等探索支援事業、ふれあい給食サービス
軽度生活支援事業、福祉電話貸与事業、家族介護手当、在宅介護手当
介護者教室、介護支援相談
- ・ 町単独事業
寝具洗浄乾燥事業、緊急通報装置貸与事業、訪問理容サービス
福祉巡回バス運行事業、ふれあい・生き生きサロン、
家具転倒防止器具取付支援

■現状と課題

- ・ 相談機関であることを認知してもらい、地域包括支援センターの周知を図っていく必要がある。
- ・ ケアマネジャーを含めた介護職員に高齢者虐待、成年後見制度などの周知や研修などを図り、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待防止ネットワークといった連携体制の構築が必要である。
- ・ 高齢者に介護予防を理解してもらうため、特定高齢者に該当したら、介護予防が必要であることを周知する必要がある。
- ・ 高齢者に介護予防の趣旨の普及啓発を図り、介護予防の必要性を認識してもらう必要がある。

- ・認知症高齢者の増加に対して、認知症高齢者を地域で見守る仕組みを構築していくことが必要である。
- ・利用者が少ない事業については、事業の周知・啓発を行うとともに、適正な事業内容の検討を行う必要がある。

③福祉施設サービス等の利用促進

■具体的な取り組み

- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム・ケアハウス

■現状と課題

- ・利用人数は少ないものの、引き続き必要な人に対して利用促進を図っていく必要がある。

④わかりやすい相談体制づくり

■具体的な取り組み

- ・住民本位の相談体制の充実
- ・在宅介護支援センター
- ・地域福祉サービスセンター
- ・老人福祉センター
- ・高齢者保健・福祉サービス及び介護保険制度の啓発と広報

■現状と課題

- ・相談業務の周知とともに、関係機関との連携をはかり、相談業務体制の向上につなげていくためのしくみを構築していくことが必要である。

(2) 高齢者の自立をサポートする介護サービスの充実

①地域密着型サービスの提供

■具体的な取り組み

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護（認知症高齢者専用デイサービス）
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模介護老人福祉施設）

■現状と課題

- ・徐々に利用者が増えていくと考えられ、今後も需要が見込まれることから、サービスの受け皿を整備し、一層の充実を図っていく必要がある。

②居宅サービス

■具体的な取り組み

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・居宅療養管理指導
- ・福祉用具貸与
- ・特定施設入居者生活介護（指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス等において行われる介護）



- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援

■現状と課題

- ・介護予防サービスの実績が見込みを下回っており、適切な見込み量を見直す必要がある。
- ・介護予防サービスの趣旨を周知するとともに、サービスの利用を促進する必要がある。

③施設サービス

■具体的な取り組み

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護療養型医療施設（療養型病床群等）

■現状と課題

- ・介護療養型医療施設が平成23年度までに完全廃止となることに伴い、受け皿となる環境を整備し、退所後のケアを支援することが必要となる。

④苦情処理・相談窓口

■具体的な取り組み

- ・審査請求・苦情処理等
- ・啓発及び情報開示等

■現状と課題

- ・審査請求・苦情の申立の情報提供を行うなど、制度をPRし、周知を図っていく必要がある。

(3) 互いに支えあう社会の一員として生き生きと暮らすために

■具体的な取り組み

- ・生涯学習の推進
- ・老人クラブ活動の充実
- ・交流活動の充実
- ・就労の場の確保
- ・高齢者にやさしい地域づくりの推進
 - 公共施設・交通機関等のバリアフリー化の促進
 - 高齢者の移動対策、安全対策・防犯・防災対策、高齢者の権利擁護
- ・ボランティア活動の推進

■現状と課題

- ・いきがい活動の場として、運動や趣味活動の展開の支援や、ボランティアの養成、幸田町シルバー人材センターの充実などを推進していく必要がある。
- ・高齢者や障害のある人に配慮して、ソフト面を含めたサービスの向上に努めるとともに、事業の内容を周知し利用を促進していく必要がある。

(4) 地域福祉ネットワークの確立

■具体的な取り組み

- ・地域福祉活動との連携
- ・地域福祉に関わる人材の発掘
- ・関連団体とのネットワークの充実

■現状と課題

- ・地域福祉活動との連携について具体的な取り組みがされていないため、具体化の方向を検討していく必要がある。
- ・対応困難事例について、体制的に取り組めるように、関連団体との連携を具体的にしていく必要がある。

2 第5期高齢者福祉計画・ 第4期介護保険事業計画に向けた課題の整理

(1) 予防事業の推進で活動的な85歳へ

壮年期・中年期施策については、高齢期になっても、元気に生活ができるよう、各健診や健康教室などの普及啓発や参加・受診しやすい体制の整備に努め、受診者、参加者を増やしていく必要があります。

また、介護予防事業について、今後、特定高齢者の把握方法を検討するとともに、介護予防の趣旨の普及啓発に努め、個々のプログラムの充実を図っていく必要があります。

さらに、地域包括支援センターの周知を図るとともに、当センターを中心とした関係機関との連携による、高齢者を地域で見守る仕組みづくりが必要です。

(2) 高齢者の自立をサポートする介護サービスの充実

高齢期になっても、安心して充実した生活が営めるよう、老人福祉制度の内容の周知啓発を行うと共に、関係機関と連携を図り、相談・苦情への対応を更に充実していく必要があります。

地域密着型サービスについては、今後も需要が見込まれることから、サービスの受け皿を整備し、一層の充実を図っていく必要があります。

介護保険事業においては、予防給付サービスの実績が低くなっており、介護予防サービスの趣旨を周知するとともに、サービスの利用を促進する必要があります。また、今期計画では、前期計画を検証し、適切なサービス料を見込んでいく必要があります。

(3) 互いに支えあう社会の一員として生き生きと暮らすために

高齢者が今までの経験と知識を生かしながら、地域社会の中で生きがいを高め、日常生活を豊かなものにするために、老人クラブやボランティア活動の活性化や参加促進、シルバー人材センターの充実による高齢者の就労促進・支援など、地域や社会で活躍できるようにする施策の展開が重要です。

今後、増加が見込まれる前期高齢者に対して、地域社会への参加促進を図ると共に、生きがいを創出していくことを目指します。

(4) 地域福祉ネットワークの確立

高齢者が住み慣れた地域の中で、生活を営むためには、地域コミュニティが基盤となり、地域での支え合いが重要となります。災害時などにおける適切な援助体制の整備など、体制的に取り組めるように、連携を具体化していく必要があります。



以上の課題を踏まえ、今期計画策定に向けた方向性として

I

心身ともに健康であり続けるためには、生きがいを持ち、自分らしく働き、遊び、学んでいくことが重要となります。そのため、高齢者への積極的な地域社会への参加の促進を図ると共に、生きがいとやりがいを持つことができるよう支援をしていく必要があります。



II

高齢化が進む中で、特定高齢者や要支援認定者などの悪化、重度化を防止していくことが必要となります。特定高齢者の疾病の早期発見、未然の予防によって、悪化を防ぎ、改善に向けた取り組みが重要となります。また、要支援認定者においては、介護予防事業によって、身体能力の維持と改善に向けた取り組みが必要となります。



III

今後、増えていく認知症高齢者が家庭等において尊厳ある生活を維持し安心して暮らせるように、権利擁護を行う支援が必要です。また、災害時等においても、地域で高齢者を支え、適切に援助する体制を整えていく必要があります。

また、高齢者が安心して住み続けられるよう、快適に利用できる生活環境の整備や移動対策も継続して行っていく必要があります。



IV

介護を必要とする高齢者の自立支援と尊厳の保持を基に、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護サービスを充実すると共に、保健福祉サービスの基盤を整備していく必要があります。

以上のように整理します。